（八）　施行地区内に宅地（指定宅地を除く。）若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、当該権利に対応して、防災建築施設の部分を与えられることとなるもの及び施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物の借家権者で、当該借家権に対応して、防災施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものに関する事項

| 権利者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 権利変換期日前の権利の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | |